

地域の力で災害に強いまちづくりを！

避難行動要支援者の避難行動支援に関する制度について

市では、高齢者や障がい者等配慮を要する者のうち、災害時に「自力で避難することが困難な」避難行動要支援者が、迅速かつ的確に避難していただけるよう、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する制度」を創設しています。

この制度は、自助および地域の共助を基本とし、地域において情報伝達や避難誘導などの避難支援体制を整備し、安心して暮らせるまちづくりをめざすものです。

「避難行動要支援者の避難行動支援に関する制度」ってなに？

災害時や、災害発生の恐れがある場合に、一人では避難が難しく何らかの支援が必要な人は、事前に自分の情報を地域へ提供することについて同意のうえ市へ登録いただき、登録した情報を地域の町会・自治会組織へ提供し、地域の共助により災害時の安否確認や避難支援をおこなう制度です。

「避難行動要支援者」ってだれのこと？

市では、避難行動要支援者の定義として次のとおり定めています。この対象者のうち避難することに支障のある在宅の方が「避難行動要支援者」となります。

- ① 65歳以上の要支援又は要介護認定を受けている一人暮らし又は高齢者のみの世帯の者
 - ② 介護保険における要介護3以上の認定者
 - ③ 障がい者の方で次に該当する者
 - ・身体障害者手帳1級～3級の所持者
 - ・療育手帳(A)・Aの所持者
 - ・精神保健福祉手帳1級の所持者
 - ④ 乳幼児
 - ⑤ 妊産婦
 - ⑥ 日本語の理解が十分でない外国人
- ※ ①～⑥に該当しない方でも、避難することに支障がある方は、対象になる場合があります。
- ※ 要介護認定を受けていない①対象者のうち、旧制度で登録済みの方は、対象者になります。

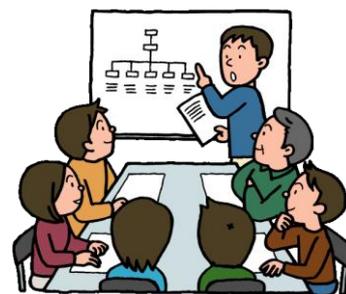


登録するにはどうするの？

- 避難行動要支援者として登録し支援を希望される方は、「避難行動要支援者名簿登録申請書兼情報提供等同意書」に必要事項を記入のうえ市へ申請いただきます。
- 申請される方は、お住まいの町会・自治会組織等の地域支援団体や支援者に対して、個人情報を提供することについて、本人の同意が必要になります。

登録するとどうなるの？

「避難行動要支援者名簿登録申請書兼情報提供等同意書」に記載された情報を、市で「避難行動要支援者名簿」を作成のうえ、お住まいの町会・自治会組織等へ提供し、近隣住民の中から「支援者」を決めて頂きます。



支援してくれる人はだれなの？

- いざというときに、すぐに支援できるよう、避難行動要支援者の意向を踏まえて、協力の得られる近隣住民の方をお願いします。
- 避難行動要支援者名簿に登録したからといってすぐに支援者が決まるわけではありません。今後、お住まいの地域の町会等で「支援者」を決定していただき避難支援方法等を決めた個別計画を作成していくこととなりますので御了承ください。
- 作成された個別計画は、市や町会・自治会組織、支援者などで情報を共有し、災害時に活用します。



登録すれば必ず助けてくれるの？

- この制度は、支援者の任意の協力により支援を行うものであるため、登録によって、災害時等の支援が保証されるものではありません。また、支援者は、避難行動要支援者の避難誘導等に関して、その責任を伴うものではありません。
- 町会・自治会組織において、支援者を決めるのは容易なことではありません。日頃から地域社会の一員として積極的なコミュニケーションを保つことが大切になります。
- 災害の被害をできるだけ抑えるには、日頃からの備えが何より大切です。災害に備えて、自分の身は自分で守るという心掛けを持ちましょう。



個人情報を守られるの？

個人情報は、市や町会・自治会組織、支援者において適正に管理するとともに、避難支援以外の目的には使用いたしません。

問い合わせ先

高齢者・要介護認定者
障がい者
乳幼児
妊産婦
外国人
上記以外の方

高齢者支援課
障がい者支援課
子ども福祉課
子育てネウボラセンター
観光・国際交流課
危機管理課

電話 0436-23-9873
電話 0436-23-9815
電話 0436-23-9802
電話 0436-23-1215
電話 0436-23-9755
電話 0436-23-9823